

2020年4月16日

国立大学法人岩手大学
学長 小川 智 様

岩手大学教職員組合
委員長 麦倉 哲



新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する

政府の緊急事態宣言発出を踏まえた対応について（緊急申し入れ）

小川 智 学長をはじめとする大学執行部の皆様におかれましては、日々拡大する新型コロナウイルス感染への様々な対応へご尽力いただいていることに敬意を表します。

こうしたなかで、日々変わる状況のもと、新型コロナウイルス感染への対応について、すべての学生・教職員が十分な認識を持っているとは言い切れない現状があると思われます。その背景には、講義開始を目前にして、大学構内での新型コロナウイルス感染防止について注意を喚起する掲示・看板等の表示物は十分であるとは言えない現状があり、また、大人数での講義についても、どのような対応をすべきなのか大学としての方針が定まっておらず、学務での対応も困難を極めている現状などがあると思われます。

以上を踏まえ、岩手大学での感染者発生を何としても防止するために、大学教職員及び学生が危機意識を共有するだけでなく、本学に集うものすべてが安全な環境を保ちながら、学業や勤務を行うために、以下の緊急要望事項を示します。限られた予算の中での対応となり、困難な部分もあるかと拝察いたしますが、ご検討をお願いします。

記

1：岩手県での確認事例はなくとも、誰もが感染し発症するおそれがあります。この新型コロナウイルス感染症の危険性のさらなる認識と感染予防策の周知徹底をはかるために、立看板・横断幕なども含め、構内の掲示箇所の拡充を求めます。その際、学部や学生センターなどの特定のセクションに一任するのではなく、大学当局が責任をもって対応にあたること。

2：新学期の初回の講義では、学生への新型コロナウイルス感染症へ注意喚起を行うよう学長名ですべての教員へ依頼してください。その際には、学生への伝達内容・配布物など

統一的なものを学長名で教員へ提供してください。

3：大人数になる講義の場合、どのような対応をとるのか（例：2クラスに分けるのか、Zoom を使った講義にするのか）、大学当局としての一定の指針を示してください。なお、Zoom を使用した講義・演習の場合、セキュリティ対策は大学の責任で確実に措置をしてください。

4：感染予防のために一定の効果が認められているマスク着用を促してください。ただし、マスク入手が難しい現状を踏まえて、大学として一定数のマスクを確保し、教職員・学生への配布（または安価な価格での販売）を検討してください。

5：感染をおそれて講義を前期から後期に移すこと等があっても、教員評価で不利にならないように配慮を求めます。

6：アルバイトによって学費・生活費を工面している学生で、バイト先の営業困難の結果、学生生活継続に支障をきたす場合、現行制度にとらわれず、適切な支援を行ってください。また、飲食店やカラオケボックスなどの3密の環境下でアルバイトするリスクを回避するための支援をお願いします。

7：講義が始まると、大学生協の3つの食堂は大変混雑します。昼食時も含め、会食する場合についての大学当局としての何らかの指針をお願いします。

8：万一、本学関係者（学生・教職員問わず）から感染者が発生しても、当該個人を誹謗中傷することのないように、大学当局の配慮を求めます。

最後に「快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するにしなければならない」（労働安全衛生法第3条1項）との条文に示された通り、大学運営者としての義務を果たしていただくよう、切に要望いたします。

以上